業務請負契約書（案）

大分森林管理署庁舎等の引越しについて、分任支出負担行為担当官　大分森林管理署長　平浪　浩二（以下「甲」という。）受注者（以下「乙」という。）とし、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　　月　　日

発注者（甲）
住　所　大分県大分市王子北町３－４６
分任支出負担行為担当官
大分森林管理署長　平浪　浩二　　　印

受注者（乙）
住　所

印

（契約の主要事項）
第１条　この契約の主要事項は、次のとおりとする。

１　業　　務　　名　大分森林管理署庁舎等引越請負業務
２　契　約　金　額　￥.－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥.－）
３　作業を行う場所　別紙「仕様書」のとおり
４　作　業　内　容　別紙「仕様書」のとおり
５　履　行　期　間　契約日の翌日～令和８年６月３０日
６　契 約 保 証 金　納めないこととする。

（費用の負担）
第２条　この契約書に定めるものを除き、乙がこの契約を履行するうえで要する一切の費用は乙の負担とする。

（給付の方法）
第３条　乙は、別紙「仕様書」に基づいて、引越作業を行うものとする。ただし、特に必要と認めて甲（甲の命じた職員を含む）が指示した場合は、これに従わなければならない。

（甲の指示）
第４条　乙は、この契約の履行について疑義が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（権利義務の譲渡）
第５条　乙は、この契約に属する権利もしくは義務を甲の書面による承諾を得ないで第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（検査）
第６条　乙は、この契約に基づく給付を完了したときは、甲の検査を受けるものとする。

（履行を怠った場合）
第７条　乙が第３条に定める給付を怠ったときは、違約金として甲が指示した期限の翌日から給付を完了した日までの日数に応じ、請負金月割額に対し年 5.00%の割合で計算した金額を甲に支払うものとする。

（施設、物品保全の義務）
第８条　乙は、この作業の実施にあたり甲の建物、工作物及び物品等（以下「建物等」という）を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

（損害賠償）
第９条　乙は、不可抗力及び乙の責任に帰さない場合を除き、建物等を破損又は滅失した場合は、甲の認定するところによりその損害を弁償するものとする。

（請負代金の支払）
第１０条　請負代金は、適法な支払請求書を甲に提出して支払を受けるものとする。
２　甲は、前項の支払請求書を受理した日から３０日以内にこれを支払わなければならない。
３　甲が前項の期間内に代金を支払わないときは、期間満了の翌日から支払った日までの日数に応じ、当該代金に対し年 2.5%の割合をもって計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。
ただし、１００円未満の端数は切り捨て、総額が１００円未満の場合は支払を要しない。

（契約解除）
第１１条　次の各号の一に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。
この場合、乙は違約金として請負代金の１００分の１０に相当する金額を甲に支払うものとする。
(1) 乙の責に帰すべき事由により契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
(2) この契約に関し、乙が不正行為をしたと甲が認めたとき。
２　乙は、甲の責に帰すべき事由により契約の履行が困難になったときは、この契約を解除することができる。
この場合は、乙に損害があるときは甲はこれを弁償するものとし、弁償額は甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）
第１２条　甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第７条の２第１３項若しくは第１６項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
２　乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該

処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）
第１３条　乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条又は第８条の２（同法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法６６条第４項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法６６条第４項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１３項又は第１６項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第９６条の３若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４項に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の１００分の１０に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第２号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。
(2) 前項第４項に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（債権債務の相殺）
第１４条　この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、甲の支払うべき債務と相殺することができる。

（暴力団排除に関する特約条項）
第１５条　別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり

（契約外の事項）
第１６条　この契約に定めていない事項については、必要に応じ甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）
第１７条　この契約について紛争を生じたときは、第三者の斡旋により解決するものとする。

搬出場所（移転元）

大分森林管理署庁舎１階平面図

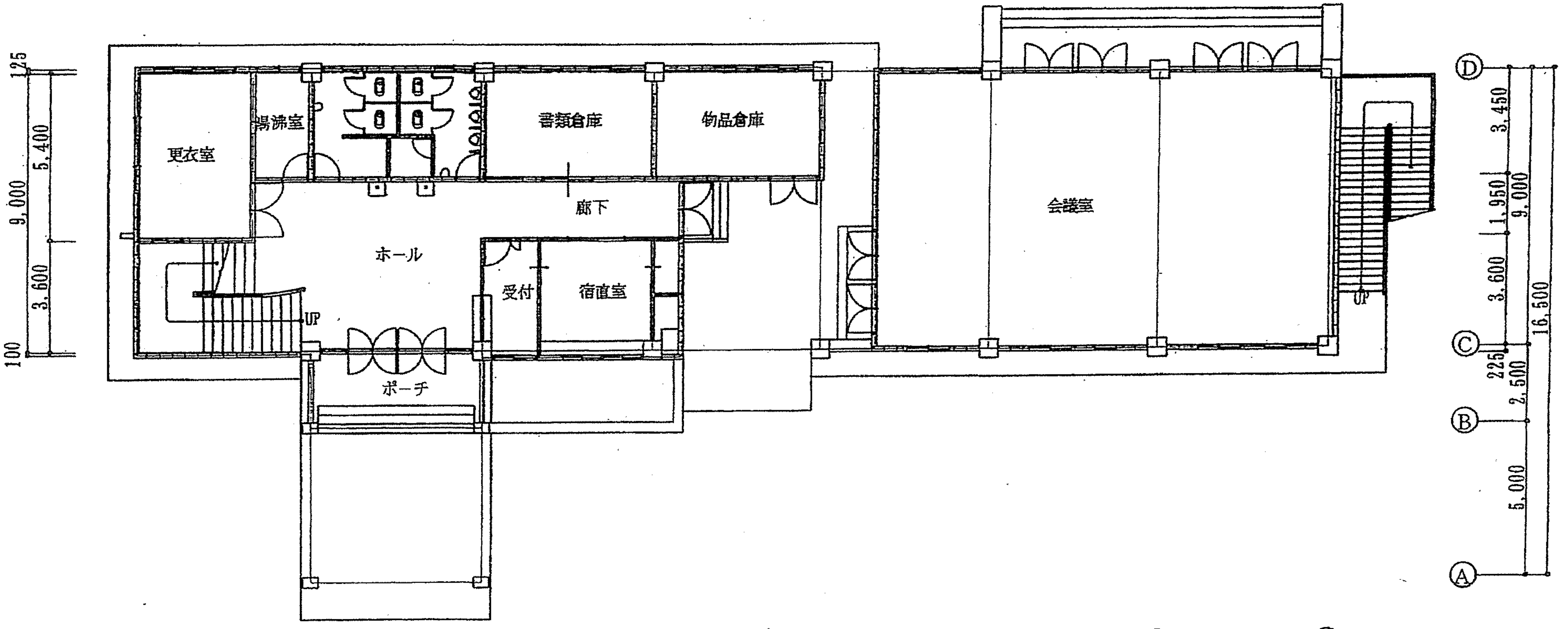

１階平面図　1:200

大分森林管理署庁舎２階平面図

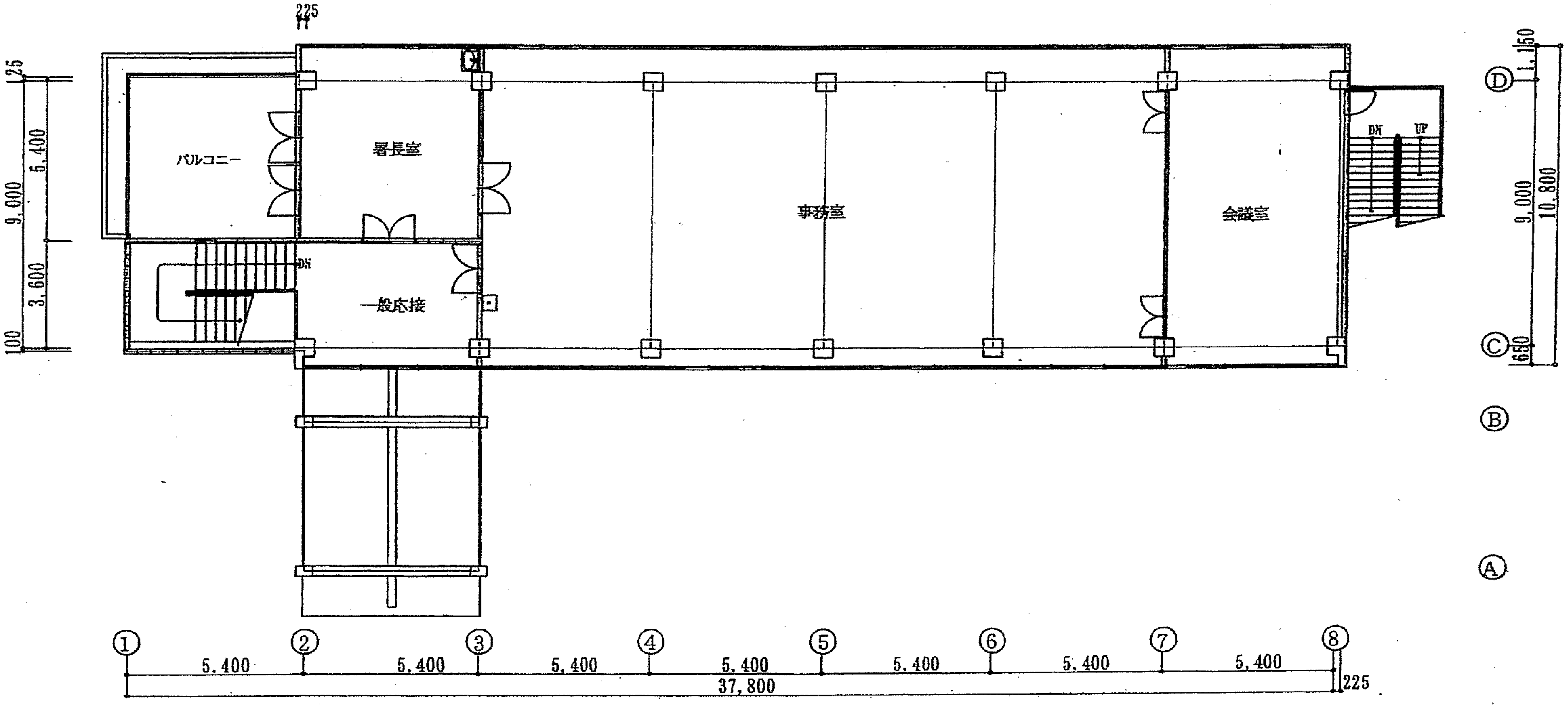

2階平面図　1:200

移転先（搬入場所）

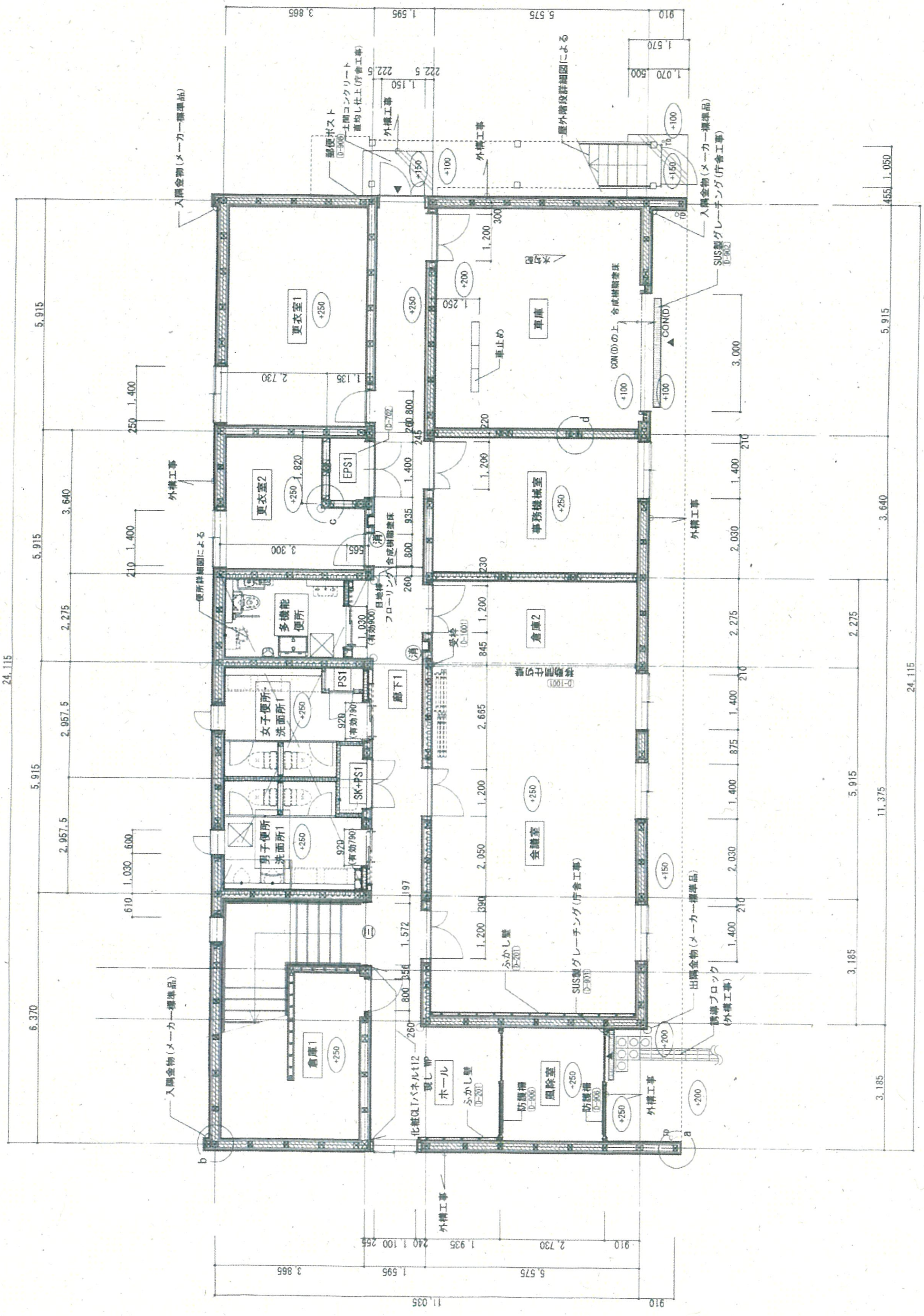

大分森林管理署（新庁舎）　1階　床面積　263.21m^2

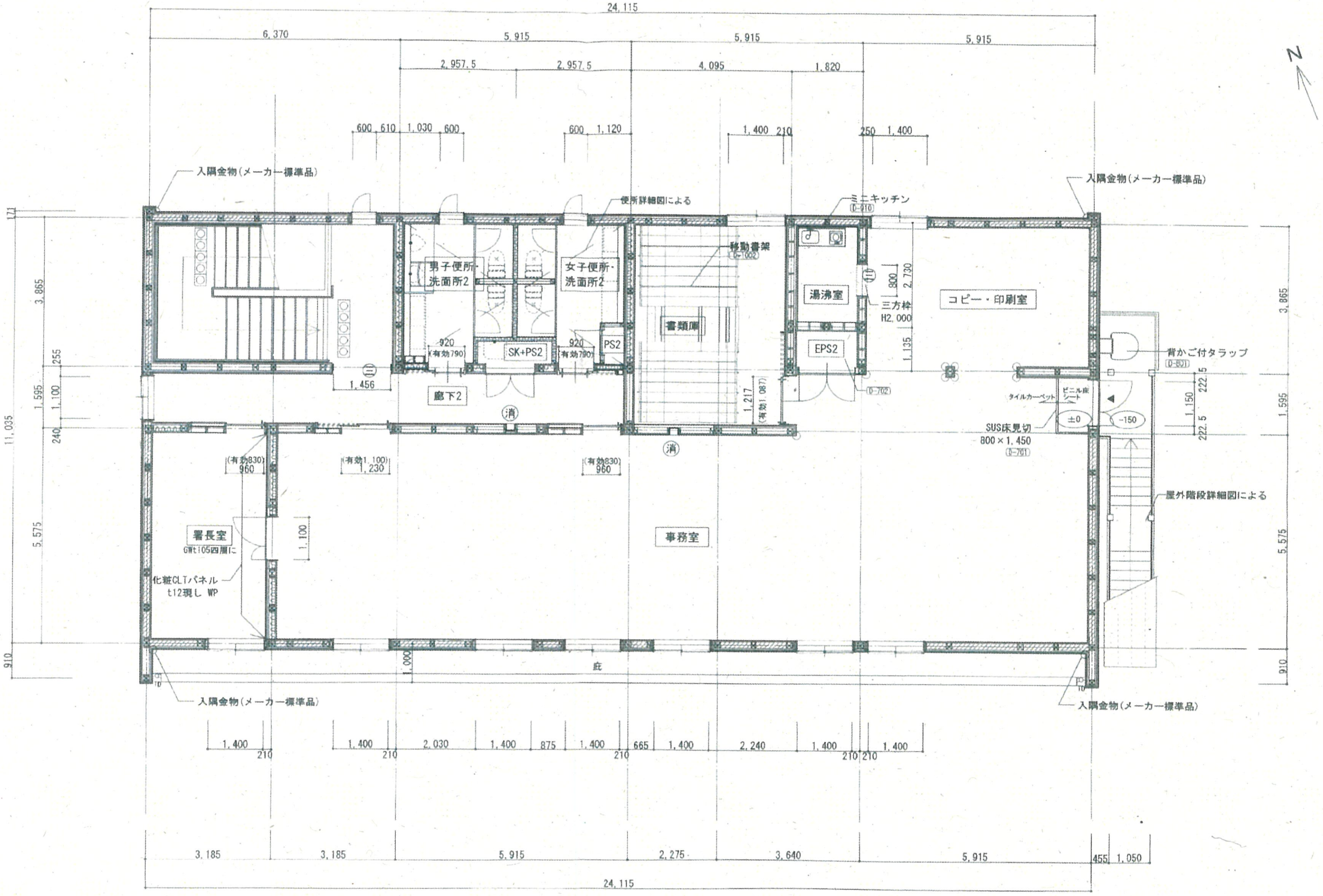

大分森林管理署（新庁舎）　２階　床面積　266.10m²

現庁舎：大分県大分市王子北町３－４６

新庁舎：大分県大分市長浜町３丁目３４６３－５